

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県計量法関係手数料条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 12 号	法 規 集	第 10 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	商工労働部商工労働総務課		
条 例 の 概 要	計量法に基づき都道府県に実施が義務付けられている指定検査等に係る手数料に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	適正な計量の実施を確保するために計量法に基づき知事又は知事の指定する指定定期検査機関等が行う指定検査等は、特定の者のために行うものであり、当該業務の手数料に関する事項を定めた条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例で定めた手数料の額は、国の示した算定式を基礎として、全国的な水準や社会情勢等を総合的にみて適正な額を定めるものであり、有効である。	手数料収入 (県) 20 年度 37,149,780 円 19 年度 37,368,730 円 18 年度 34,713,380 円 17 年度 30,448,170 円
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	手数料の額は、事務及び計量器毎に単価方式で定めており、手数料の算定に当たって、分かりやすく効率的なものとなっている。 また、計量法に基づき、指定定期検査機関等が実施した検査業務に係る手数料を指定定期検査機関等の収入と規定していることから、手数料収入に係る県の事務コストは削減されており、行政運営の効率化に資するものである。	手数料収入 (指定定期検査機関等) 20 年度 5,227,620 円 19 年度 7,102,070 円 18 年度 5,108,420 円 17 年度 7,483,620 円
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	負担の公平化や必要な行政サービスとの関係を定めるものであり、県の基本方針に齟齬をきたすものではない。 また、指定検査等については、計量法の規定により県が行うこととされている業務を除き、指定定期検査機関等が行っており、「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法及び計量法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見直し結果	(改正・廃止の必要はない。) 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)